

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和元年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合評点の合計が70点以上であること。ただし、令和元年度の実績がない事業所等についてはそれぞれの事業所における最新実績の年度とする。

要素	区分	得点
① 令和元年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:k g-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.500以上 0.525未満	65
	0.525以上 0.550未満	60
	0.550以上 0.575未満	55
	0.575以上 0.600未満	50
	0.600以上 0.625未満	45
	0.625以上 0.650未満	40
	0.650以上 0.675未満	35
	0.675以上 0.690未満	30
	0.690以上	0
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1は次頁参照

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適正に開示したものとみなす。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後契約までの間にグリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処会計課長に変更することをいう。書類等がある場合その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行なっているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行なったか否か、報告するものとする。

適合証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 山本 哲夫 殿

住 所：
会 社 名：
代表者氏名：

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ⑤ その他 ()	

2 令和元年度の状況

区分	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1 kWh 当りの二酸化炭素排出係数 (単位：k g -CO ₂ /kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

区分	項 目	取組みの有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ~④の合計点数	
-----------	--

- ①の「自社の基準値」、「譲渡予定量」、「点数」には別紙「二酸化炭素排出係数、環境への提言に関する取組の状況に関する条件」により算出した数値を記載する。
- ①~④の合計点数が70点以上となった者を入札参加適合者とする。
- 上記記載事項を満たすことを示す書類を添付すること。